

2. 電力安全分野への影響について

電力システム改革によって、電力安全分野への影響が生じると考えられる主な点は、以下の2点と考えられる。

(1) 一般用電気工作物に対する調査の主体

現在、電気事業法第57条において、一般用電気工作物において使用する電気を供給する者（以下「電気供給者」という。）に対して、その供給する電気を使用する一般用電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査（以下「一般調査」という。）する義務を課している。

これは、一般用電気工作物に対する保安責任はその所有者又は占有者にあるものの、現状では電気供給者がその一般用電気工作物の安全度を確認することが電気の供給に付随して行われる行為であるとの社会的要請があること、一般需要家の電氣的知識が高くないことに鑑みれば国民経済的観点からより効率的かつ合理的に保安を確保する観点からは、電気供給者に一般調査義務を課するほうがより適当であると判断されたためである。

電気供給者については、現在、一般電気事業者、特定電気事業者及び特定供給を行う者が該当するが、電力システム改革によって小売全面自由化がなされると、これらの既存の者のみならず、多様な者が小売分野に参入することが予想される。そうした情勢変化を受け、上記の一般調査の必要性も踏まえつつ、改革後においてどのような主体が一般調査の担い手となるのが適当であるかを検討する必要があると考えられる。

(2) 事業用電気工作物の区分

現在、電気事業法第38条第4項において、事業用電気工作物を、「電気事業の用に供する電気工作物」とそれ以外の「自家用電気工作物」に区分している。自家用電気工作物については、その規模等が千差万別である実態に鑑み、そのような実態と設置者の経済的負担を考慮して保安上支障がないと認められる場合には、経済産業大臣の許可を受けて、主任技術者免状の交付を受けていない者のうちから主任技術者を選任できるという特例（許可選任制度）を電気事業法において設けている。また、電気事業法施行規則等の省令以下の法令においても、自家用電気工作物の設置者に対しては電気主任技術者の不選任承認（外部委託）を認めるなど、自家用電気工作物の設置者に対しては緩和措置を講じている場合がある。

これは、電気事業者は一般の需要家の求めに応じ電気を直接的・間接的に供給することから、保安管理上の問題によって電気の供給に支障が生じることのないよう、自家用電気工作物に比して厳しい規制を課しているためであると考

えられる。

電力システム改革による小売全面自由化に伴い、小売電気事業、送配電事業及び発電事業のそれぞれに新たなライセンス制（許可制等）が導入されることとなると考えられ、それにより従来の「電気事業者」という定義が大きく変更すると思われるため、事業用電気工作物の区分についても、それに合わせた見直しが必要となると考えられる。したがって、改革後においても保安水準を低下させないことを前提に、新たな電力システムに事業用電気工作物の適切な区分について検討する必要があると考えられる。

3. 検討スケジュール

今後、電力システム改革の動きと歩調を合わせながら、電力安全小委員会において検討を進め、所要の法律改正を行う。

平成26年通常国会に小売全面自由化に必要な法律案を提出するとのことであり、これに伴い、新たなライセンス制（許可制等）が導入される見込みであることから、上記2.（1）及び（2）に関する検討は、これに合わせるため、次回電力安全小委員会で御審議いただく予定。